

# 監獄則施行期における女監取締の意見表明

——『監獄雑誌』掲載の女性名義による  
「寄書」を対象として——

田 中 亜紀子

## 1. はじめに

明治期の監獄行政に従事した女性に関しては、拙稿「明治期の監獄行政の中の女性—『監獄雑誌』における女監取締—において」<sup>(1)</sup>にて多少の考察を行ったが、その際に女性名義による寄書が『監獄雑誌』に何度か掲載されていることに気が付いた。刑事施設の収容者も彼らを処遇する刑事施設職員も男性が圧倒的多数であることは、現在も、また近代監獄行政が整備されつつあった明治期においても同様であるため、明治期において女性が監獄実務などについて意見を表明することは稀である。そもそも監獄行政に関わる女性職員としては、たとえば女性版看守というべき女監取締が存在していたが、その地位は看守の下で働く押丁と同様に傭人であって低く、明治二〇年代に盛り上がりを見せる監獄改良運動について自らの見解を示すことは容易ではなかったことは推測できるところである。それでは、『監獄雑誌』に見ることができる女性名義の寄書は、当時の監獄関係者にどのようなものとして受け止められていたのであろうか。もちろん、女性名義であるからといって当該投稿が女性によるものと直ちに判断することはできないとはいえ、当時の監獄行政において影響力を有していた小河滋次郎が、『監

獄雑誌』に掲載された茶話の中で「婦人の寄書」と認識して発言を行っていることから、女性名義の全てとはいえないまでも、少なくとも女性による寄書は存在していたと見做して差支えないと考える。そこで、本稿では、女性名義で『監獄雑誌』に登場する「寄書」という投稿を取り上げ、そこに見ることができる当時の監獄行政への認識や問題意識の一端を明らかにすることを試みるとともに、明治期において、監獄に関する諸問題について女性名義で発言することがどのような意味を持つものであったのか考察を行う。

なお、監獄行政については、『監獄雑誌』（明治22年『警察監獄学会雑誌』の名称で創刊。明治32年に『大日本監獄協会雑誌』と合併して『監獄協会雑誌』。）および『監獄協会雑誌』（明治21年『大日本監獄協会雑誌』の後継誌、『監獄協会雑誌』の後継誌が現在の『刑政』。）があるが、今回はその全てではなく、『監獄雑誌』（明治22年11月から同32年6月。なお雑誌名称は何度か変更されている<sup>(2)</sup>が本稿では『監獄雑誌』で統一する。）を対象とする。また、本文中の旧字・異字体については適宜常用漢字に置き換えている。

## 2. 女性名義で行われた寄書に関する 小河の見解

明治前期の監獄行政をけん引した一人である小河滋次郎<sup>(3)</sup>にとって、『監獄雑誌』が刊行されていた明治20年代から30年代はじめにかけての時期は、監獄官僚としてのキャリアを積み、明治23(1890)年『日本監獄法講義』、明治27(1894)年『監獄学』および明治32(1899)年『獄務要書』をはじめとする監獄に書籍を出版し、さらには、明治28(1895)年第5回万国監獄会議(パリ)に政府代表として派遣されるなど、監獄行政の第一人者としての評価を確固たるものにした時期であった。

『監獄雑誌』では、万国監獄会議に出席した小河の報告や書簡が掲載された他、原胤昭や留岡幸助といった日本近代監獄行政や刑事政策における重要人物とともに幾度となく監獄行政に関する小河の見解が取り上げられている。そもそも『監獄雑誌』が主として監獄関係者向けの雑誌であることから、明治23(1890)年に監獄官練習所勤務歴のある小河にとって、当該雑誌の関係者および寄稿者は多少なりとも顔見知りであったことが推測できる。

1898年、『監獄雑誌』の記事などに関する小河の茶話が「獄事談叢」<sup>(4)</sup>として掲載された。そこでは、投稿記事である寄書について、それが各地の監獄状況を伝えるものであることから有益であると評価しつつ、それゆえに匿名であることによって「事の錯誤又は無根の事を捏造して当局者を褒貶せんとし若くは中傷的に攻撃し当局者に意外の迷惑を懸ける」といった事実を誤認したあるいは誹謗中

傷目的の投稿が行われ、それによる悪影響が生じる可能性を憂慮し、「之れに登載する事項には署名して以て其責任を明かにせられん事」と、匿名ではなく署名による投稿を行うことで投稿内容に対する責任を明らかにするべきであると小河は述べている。各地の監獄状況を理解するうえで『監獄雑誌』に多様な立場からの投稿が有益でありそれを歓迎する一方で、無責任な内容の投稿が監獄行政内外に無用の混乱を招くことのない様、誰による投稿か明らかにするべきであるとする姿勢の、特に前者は、多様な立場から見た監獄行政について知ることができる可能性があるという点において女性名義の寄書を歓迎する態度につながるものであり、「獄事談叢」においても「婦人の寄書」について言及している。『監獄雑誌』に女性が投稿していたこと、そしてその寄書に対する小河の見解をうかがい知ることができるものであることから、長くはなるが該当箇所を掲載する。

### 婦人の寄書

の事に就て序ながら少しく注意を望むなり確とは覚えざれど確か両三年前の事なりき西京の高木某と云へる女子は屢々書を本紙に寄せられしが今は全く其跡を絶ち其声を聞くを得ざるは誠に残念なる次第なり然るに此頃亦芳好女子と云ふ夫人のものせし論文を本紙に見るに至りたるは予の大に歡ぶ処なりしに何か其記事が忌諱に触る事あるとかにて客月即ち第七号の雑誌にて而かも記者自身より之を打消されたり予は其事實の如何は知らざれど若し間違等あらば本人若くは其事實を証明するものをして正誤又は弁駁せし

めば可なるべきに記者の独断を以て其全文を抹殺するに至りたるは誠に以て不都合千万なる次第なり何となれば本紙に掲ぐると否とは固より記者其人の権利に属するものなれば一旦是として之に登載する以上はその記事を鄭重に保護するの責を負はざるべからざる故に若し其事実にして相違の事あるを発見したる時は投稿者に其意を通し自ら正誤せしむる歟若くは其事実を証明するものをして正誤又は取消を為さしむるは当然の順序なるに事爰に出ずして記者自ら勝手気儘に其全部を打消すが如きは其論文と女史とを軽蔑したるものにして記者たる者の徳義に背きたるものと謂ふべし況んや将来婦人の寄書を歓迎するの時なるにせつかく発作せんとする生芽を茹るが如きは予の不満に堪へざる次第なり抑も恧かる雑誌に婦人の寄書あるは誠に万緑叢中に紅一点とも云ふべく其紙面に非常に光彩を添へる事なるに之を歓迎せざるのみならず却て之を冷遇するが如きは学会記者足下の平素の御手際に似はぬ不感服の事なりと予の大に遺憾とする処なり（下線部筆者。以下も同様。）

この小河の発言からは、①少ないながらも「西京の高木某」や「芳好女子」といった女性による寄書が実際に行われていたこと。ただし、何度か文章を寄せた後は投稿が絶えてしまっていること。②「芳好女子」の寄書に対しては雑誌記者がその内容を否定する文章を掲載したこと。③内容に誤りがある時などは本人に修正させるべきであるにもかかわらず、本人ではなく、記者が否定する文章を掲

載していることに対して、雑誌記者としてあるべき対応ではないと批判していること。そして、④女性による寄書について小河は好意的であり、今後、女性が寄書を躊躇うようなことがあってはならないという意見を持っているため、「芳好女子」の寄書をめぐり取り扱いに遺憾の意を表明していることが判明する。

そこで、『監獄雑誌』に寄書を中心に女性名義の寄書を確認すると、小河の発言にその名がある「西京の高木某」は発見できなかったものの、以下の通り、「芳好女子」を含む4名の寄書を見出すことができる。

・京都 梢翠女史

「特別寄書 監獄改良」（『警察監獄学会雑誌』第5巻第9号）

・在横浜 芳香女史

「寄書 司獄官吏の多弁論を読みて」（『警察監獄学会雑誌』第7巻第11号）

「寄書 携帯乳児に就て」（『警察監獄学会雑誌』第7巻第12号）

「寄書 作業専任女監取締の設置を望む」（『警察監獄学会雑誌』第8巻第1号）

「寄書 女囚の作業に就て」（『警察監獄学会雑誌』第8巻第2号）

「寄書 女監取締の待遇に就て」（『警察監獄学会雑誌』第8巻第4号）

「寄書 芳好女子に忠告す」（『警察監獄学会雑誌』第9巻第7号）

・在横浜 北雪女史

「寄書 減食全廃に就て」（『警察監獄学会雑誌』第8巻第1号）

・市ヶ谷監獄署 芳好女子

「寄書 授業手の勤務動作に就て」（『警

察監獄学会雑誌』第9巻第6号)

この中で、先ほどの小河の発言にある「客月即ち第七号の雑誌にて而かも記者自身より之を打消されたり」の文言から判断すると、芳好女子の投稿を打消した記事は第9巻第7号掲載の芳香女史の「寄書 芳好女子に忠告す」以外に見当たらない。また、女性名義による寄書は芳香女子が最多であるにもかかわらず、先の小河茶話に登場していないことは奇異な印象を与える。もちろん、「高木某」が芳香女史を指している可能性はあるが、芳香女史は西京ではなく「在横浜」と明記していることから、同一人物である可能性は著しく低い。以上より、芳香女史が監獄業務に従事する一方で、『監獄雑誌』の記者として文章を寄せていた可能性が高い。そこで次章以下では、芳香女史以外の3名の投稿内容を時系列で検討し、その後に芳香女史の投稿記事を取り上げ、女性あるいは女性名義で行われた『監獄雑誌』への投稿について考察を行う。

### 3. 『監獄雑誌』に掲載された女性名義の寄書

(1) 京都 梢翠女史「特別寄書 監獄改良」

『監獄雑誌』における初期の女性名義での投稿は明治27(1894)年の京都 梢翠女史による「特別寄書 監獄改良」<sup>(5)</sup>である。「ユーフレチース河畔鳥謡ひ、花馨るの楽園に、彼アダムイーブノ一度び神の命令に背きてより、一秒一瞬も憂そ難み、罪と悪の此世より離なれしことなし」といった仰々しい一文から始まり、また、「嗚呼是等良心鈍れて己が欲に克つ能はざる同胞、此等悪に染み罪に汚れんとする小供等の友となり導手となり

親となりて天光を仰がしめ救主キリストの許に携へ、共に罪の赦を希ひ、神の子供とならしむるを務むる者は果して誰ぞ嗚呼果して誰の任ぞや」と、キリスト教徒の立場から当時の監獄状況を批判し、かつ、状況の改善が必要であることを訴えた梢翠女史による寄書は、貧困をはじめとする諸問題に苦しむ人々を描いた後、「尤も憐れなる尤も気の毒なる一団体あり、何そや之即ち囚人なり、獄裡に呻吟する囚人なり」と述べ、論点を囚人に絞る。

そして、富国強兵を掲げた国家の諸施策が行われる中で、「現在我国に監獄と囚徒との如何に多きかを見よ、南は九州より北は北海道に至るまで、苟も一市一町をなす所にして監獄を見ざる殆んど稀なり、而現今吾國囚徒の数は実に七万有餘の多きに上る、嗚呼我等之をキリスト信徒の総数三万有餘(新教徒ノミヲ云フ)と比較して果して如何なる感を起すや」と、囚人が無視できないほど多数であることを指摘する。続いて、地元京都の二条城付近にあった監獄について、「現に洛星二条城傍白壁高く圍繞する大建築は実是一千九百余の囚徒を繋留する所に非ずや、類別して云はゞ詐偽取財あり、強盜犯あり、放火犯あり、殺人犯あり、年を以て云はゞ丁年者あり、未丁年者あり、壯年あり、老年あり性を以て云はゞ男子あり女子あり昼は苦役に勞し、夜は各房暗澹倭陋なる鉄窓の許に三々五々空想するものあり沈黙するものあり時に或は良心の輝き初めて些か先非を悟り、家を思ひ、妻子を慕ふて涙に咽ふものなきにあらすと雖も、行きて己が煩苦を告げ同情の涙と誠実なる勸告を受るの機会乏しく、只聞くものは己等が為せし罪惡の多少を語り、其巧拙

を喋々し、再び娑婆に出るの後更に人目を驚かすの巧妙新奇の策を出さんと互いに奸智を盡して耳語するの微声のみ、於是乎良心の光も亦全く影を隠し、共に陰謀を企て益々悪心を増長せしむるに至るなり」と、老若男女の囚人について、監獄内で罪を悔いている者から次の犯罪計画を構想している者まで様々であることを描いている。多様な犯罪者の描き方は、専門的知見を踏まえたものとはまでは言えないが、当時の監獄状況をそれなりに理解していることがうかがわれる。

さらに梢翠女史は、明治20年代の監獄改良の具体的内容として主張されていた、分房制、不定期刑や条件付き裁判の導入、そして国庫支弁を取り上げながら、その実現が容易ではないことを指摘し、犯罪者の更生について重要な役割を占めると女史が考えている教誨師について、「然れども罪囚改良をして徹底せしめんには教誨師の位置未だ監獄内に入りて実地に見ざるを以て公言し得ざると雖在囚改良上教誨師の勢力実に実に薄弱なるは精神感化の上に於て遺憾に堪へざるなり、只時に百人或は二百人を集めて喋々方便を説き、或は入獄者出獄者を纏めて勧告するも其結果は果して如何」として、十分な効果を上げていない状況を批判的に言及している。また、囚人が監獄を出た後の状況については、「仮令些か悔悟する所ありて世に出るの後正業に復し人間の道を守らんと希ふものなきに非すと雖、出獄の後住むに家なく、執に業なく、加之至る所不信用と嫌悪と侮辱とは身辺を囲み貧困と失望とは心胸を去らす身を寄るに人なく助を乞ふに友なく、身外無一物とは憐れ慕なき出獄者を唱して云へる語なる乎と思ふ程なり至つてや同気相求め同類相集り、曾て

獄中にて得たる方法を再現し、遂に再び罪惡の淵に陥るもの少々ならざるなり」と、監獄を出た後の支援が不十分であることから、再び犯罪を行うより他に選択肢を持たない者の存在を指摘することを通じて、「当今の監獄と社会の有様とは罪惡を撲滅し若くは底止する所にあらずして却て犯罪人を養生し増殖せしむる罪惡養生の場所たる奇観なきにあらず」、つまり、結果として、監獄と社会が犯罪増加に加担してしまっている状況を批判している。

このような状況に対して梢翠女史は、「素より其の罪に至りては尤も忌む可く、尤も憎む可し、然れとも人誰か罪過なからん、只之を悔悟するとせざるにある而已、況んや彼等は我同胞にあらずや、彼等一朝翻然悔改したらんには我等と共に大東日の本の国民たる資格を有し、上陛下の大聖旨を安んじ奉り下同胞の大喜を來す我等の愛する同胞たるに非ずや」として、罪を犯した人であっても同じ同胞であることから、囚人の更生を支援することが必要であり、「誰か身を投して終身斯事業に盡さんにはビクトルユーゴノ哀史中にあるジャンバルシャアヲ得ることあらんや、要は只至情を以て彼等を思ひ、知慮を盡して良案を実施するにあり、然れば即ち罪惡の潮流如何に高く巻き来ると雖、犯罪者を減少せんこと難きにあらざるを信するなり」、つまりは、人々が更生保護分野で活動しあるいはそれに理解を示すことによって犯罪者を減少させることができると主張する。さらに、寄書の後半では、この時期に注目を集めるようになっていた女囚が監獄に携帯する乳児<sup>(6)</sup>を取り上げて、「殊に幼児にして母と共に監獄に入りしものあり、獄中にて生れしものあ

り、嗚呼世には教育の道開かれ、胎内教育に幼児教育に其注意至らざるなしと雖、此等可憐なる小児は■■■（筆者注「襁褓」か？）に包まれ、鉄窓中暗き所を最上の樂園と思ひ無邪気にも囚人なる母の膝にすがり、或は房内を匍ひ廻る、之を見るもの誰か涙なからん、彼等は生れて汚濁の空気を吸ひ見るものは罪惡の行為聞くものは罪惡の声、如何ぞ天賦の良性を毀さるを得んや」として、携帯乳児が置かれた不適切な環境を描くことで、監獄改良において携帯乳児の処遇にも目を配ることを求めているともいえる。

梢翠女史の当該寄書は、社会事業の各分野で活躍していたキリスト教徒の一人としての呼びかけであり、また、携帯乳児といった女性をはじめとする世間一般の人が関心と同情を持ちやすいテーマを取り上げることで監獄改良の必要性をアピールするうえで一定の意義を有したと考えられる。その内容については、一般の寄書とは異なる「特別寄書」として掲載されている投稿としては、それほど目新しい主張が行われたとはいいい難いが、聖書や『レ・ミゼラブル』などを取り上げている点、また、「嗚呼ハオールド何処にあるエリサベツフライ何処にある、起よ此等の志士仁人<sup>(7)</sup>」という叙述に見られるように、監獄改良の先駆者として著名なジョン・ハワードやエリザベス・フライに言及している点から、知的水準の高い者による者であることがうかがわれる。同時に、文面からは、梢翠女史は監獄業務に関与していた者というよりは、監獄問題に関心を寄せる社会事業家という印象を受ける。

(2) 在横浜 北雪女史「減食全廢に就て」<sup>(8)</sup>

北雪女史の寄書は、減食処罰法の全廢を主張するものである。女性名義の投稿においては、女性が監獄をはじめとする社会問題に口を出すことはあまり好ましいことではないという認識があるのだろうか、「妾が本論を主張するに先ちて一つの希望を述べざるを得ざるものあり諸君よ妾が身の拙なきを咎むるなくんば妾が終生深く欣喜に堪へざるなり」「妾が言論は採るに足らざる者とせは妾が身の未熟なる処の業にして妾が罪なり何ぞ満天下の諸君を恨まん妾は獄事上にはほとんど無経験なるのみならず斯の上にも學術上には苦を嘗めたることあらず故を以て文法の作用を知らず堂々として論する能はず恥づべき女性の身の上をも顧みず満天下の諸君に意思を訴ふる大胆の至りなり然りと雖も妾は今後獄事上に就ては妾が身の在らん限りは盡碎奮勉能く指命に従ひ能く規律を守り責任を完ふせんの決心妾が決心を紹介して満天下諸君の獄事上研究せられたる高大なる蘊意示教の労を賜らんことを希望するにあり」と、男性による多くの寄書などではあまり目にすることのない謙遜もしくは自己卑下表現というべき叙述が冒頭部分で行われており、当時の物言う女性が払わなければならない周囲への目配りがうかがわれる。

北雪女史は、統計より、千人を収容する監獄では一か月に約六百人の減食処罰囚人がいることを確認し、その数の多さに驚くとともに、減食処罰法が効果を有さない処罰法であると考えた。そこで寄書では、全廢の理由として、①減食処罰法は今後に不適當なり、②減食処罰法は懲罰とする効力なし、③減食処罰法は身体を害す、を挙げ、①については、

現職処罰法が開明の方法ではなく未開の方法であること、②については、「刑罰執行を受くるものは尤も下等生活の者なり之に対し減食処罰をなす敢て反省するの価値なし」ということはなく、そもそも監獄は貴賤を問わず貧富を論ぜず法律に触れた者の刑罰を執行する場所であり、反省を促すためには減食以外の特別処遇を行うべきであり、またその場合の処遇は、「対等の権利を薄弱ならしむるに至るなきを開明的を以て局に当らずんば昔日の風紀を一洗し進歩の時勢に伴ふ能はず対等の権利を發揚せしむるは法規の均一」が必要であること、そして、③については、身体を害する危険のある減食処罰は有害であり、さらに「全囚徒は減食処罰法たるや七日間以内にして処罰中は役業を中止せば囚徒の爲めには却て偶の骨休と思はしむるの感念あることは妾の喋々を俟ずして夙に識者の記せらるる処ならずや然らば減食処罰法の期限を長くせんか貴重なる身体を害す」と、現行の7日以内の減食処罰法は囚人にとっては体を休めることができる期間と認識されており処罰の意味をなしておらず、その一方で身体に有害であるため減食期間を延長することはできないことを指摘している。したがって、7日以内空腹を感じるに過ぎない現行の減食処罰法ではなく、たとえば、「寧ろ寥寂たる別監房に独居を命ずる如きに至らば既往の罪跡を追懐悔悟し将来出監後に於ける自活の方法を沈思熟考する」といった、独居を命じることで罪を悔い、出所後の自活方法を沈思実行させるといった処遇がより適切ではないかと提案している。

さらに、携帯乳児との関連においても、乳児の携帯を許可された女囚に対して減食処罰

法を執行すると、乳不足となった乳児が泣くといった、本来的には罪のない乳児に苦痛を与えてしまっている状況を指摘している。加えて、幼年および未丁年囚については、「未丁年囚の發育を害し加ふるに日々診察を受くる病囚は減食処罰法を受たるものに多きを見る」ことから減食処罰法が携帯乳児や幼年および未丁年囚の身体に有害であると北雪女史は判断している。つまり、そもそも減食処罰法は、執行前に対象となる囚人の身体を診察して健康状態にある者に限って執行されているにもかかわらず、その健康状態にあった者が処罰後に発病している状況においては、「減食処罰の爲めに発病し一方に於ては監獄医之を治療す到底病囚の減少を見ること能はざる」として、監獄における病囚問題にも言及して、減食処罰法の全廃を主張しているのである。

監獄統計から問題を把握し、また、携帯乳児や幼年および未丁年囚といった世の人々の関心を引きやすい事例を取り上げたくうえで、受刑者の権利や再犯防止の観点も踏まえて減食処罰法の全廃を主張した投稿であり、先に確認した梢翠女史とは異なり、情に訴えかけるのではなく、理論的に主張を展開している点に、北雪女史の寄書の特徴がある。それ故に、冒頭部分の謙遜もしくは自己卑下表現というべき叙述は不要だという印象を受ける。

### (3)市ヶ谷監獄署 芳好女子「授業手の勤務動作に就て」<sup>(9)</sup>

芳好女子の寄書は、授業手の勤務態度などを批判し、その改善を求めるものである。当時、監獄における女性職員は、傭の身分であるとはいえ、女性版看守というべき女監取締

役の他に、刑務作業の指導者である授業手が存在していた。授業手について小河滋次郎『日本監獄法講義』では、次の様に説明されている。

#### 第六章 授業手ノ職務<sup>(10)</sup>

授業手ハ在監人ニ対シ農業若クハ工業ヲ教授スルノ職務ヲ有スルモノナリトス本職モ亦タ常ニ在監人ト密接ノ関係アルモノナルカ故ニ看守又ハ押丁ト同シク厳正ニ監獄ノ規律ヲ格守セサルヘカラサルハ勿論ナリ且ツ授業手タルモノハ特リ工業若クハ農業等ノ作藝ヲ在監人ニ教授スルノミナラス併セテマタ其身ヲ改良感化ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一機関ノ地位ニ置キ、精励、忍耐、熱心且ツ懇篤ナル等ノ躬行実践ニ由リ以テ良民生活ノ模範ヲ示スコト最モ必要ナリト謂ハサルヲ得ス

つまり、農業もしくは工業の刑務作業を指導することが授業手の職務であるが、単なる技術指導者ではなく、囚人の改良感化の目的に欠くことができない存在であり、囚人に対して模範を示すことが求められている。

芳好女子の投稿の特徴は、監獄改良上の一般論に関するものではなく、地名にとどまらず「市ヶ谷監獄署」を投稿名とともに掲げている様に、おそらくは市ヶ谷監獄署に勤務する女監取締の立場から具体的に授業手の勤務態度を批判している点にある。冒頭部分で既に、「検束戒護の何ものたるをも弁まへざる者を授業手として工場に配置し置は監獄の規律を妨害し又秩序を紊乱する」、つまり、監獄実務上重要な検束戒護について理解していない者が授業手として配置されていることは

監獄の規律を妨害し、また、秩序を紊乱していると述べている様に、芳好女子は授業手に対して辛辣な評価を行っている。授業手に対する批判は主に6点挙げられている。すなわち、①多弁、かつ、工場の中央の席で、囚人を巻き込む形で、他人の噂話や他の監獄の悪口などに興じている。②囚人に対して「圧制」であり囚人から恨みを買ったことがある。③作業上に関することには取締が「一切容喙すべからずと断言」したため、取締と授業手の関係が断絶している。そして、①から③について女監取締が行った注意が無視されている状態にある。④作業一切を専任すると規定されているが、その作業負担が著しく軽い。⑤監獄として請け負っていない「普通人の仕立物」を受注している。⑥授業手として選任される前提となる技術面での力量に納得がいけない（「授業手たる者文字の如く何か秀でたる業を囚人に授くるを以て其本職ならんと思考しつつありしに事茲に出ずして機織及洋巾等の類ひは毫も心得なく却て囚人に習ふの有様」。）、である。①から③は監獄の規律上の問題、④から⑥は授業手としての能力および勤務態度に関する問題であり、芳好女子の叙述を見る限りにおいては、当該授業手の勤務態度は確かに問題があるといわざるを得ない。

これらの具体的な批判を行ったうえで、芳好女子は、「右陳述の如き刑罰執行上に一大妨害を来すも尚授業手を置くの必要あるか」として、監獄規律上の問題を生じかねない授業手は工場に配置すべきではないと主張する。女性名義ならではの叙述として、「妾の卑見は一も取るに足らざるあるも斯道の為慷慨措く能はざるより一言以て斯道熱心家諸君の世論に訴へ如何かの方法手段を施さば良結



果を得べきか御高慮の上御明数の労を垂れられん事を希望して止まざるなり」と、謙遜した表現を取り入れ、まずは職務において直面している問題を訴え、そのうえで問題解決に向けた意見を求めており、ここまでの叙述内容においてその後には批判を受けるような不適切な内容および表現は特段見当たらない。また、芳好女子は、寄書の最後において、「終に望で尚一言し置くべき事あり監獄の規律秩然たると否とに因り其国の政体を察知するに足ると然るに同監獄に於ては夏期晴天の日に授業手に而已コウモリ、傘使用を許るせり現に昨夏の如きは女監構内を意気揚々然として使用し居たり若しも此際巡関官か或は他県官員巡視するありとせんか一見忽ちにして認めらるべし然り而して幸ひにも質問等に預かるあらば授業手たるの説明を為すを得べしと雖ども然らざれば嗚呼彼の監獄は帝都の下にありながら実に不規律不体裁極まるの行動をせしむると雖ども毫も意とせざるは■も如何なる理由の有て為するかの非評は免れざるべし」と、授業手の不適切な服装について言及している。その意図は、女監取締と授業手は異なること、つまり、おそらくは同時期の『監獄雑誌』誌上で批判された女監取締の服装に関連して、その対象は女監取締ではなく授業手であることを指摘しようとしたものだと考えられる。

女性版看守というべき女監取締は、女囚の処遇に必要であることから明治初期段階から存在していたが、初期においては押丁同様の傭人であり、押丁が看守の指示の下で囚人の世話をしていたと同様に、看守長の指示の下で女囚の身の回りの世話をを行う程度の存在、つまり、監獄行政においてはその重要性

は低く、周辺的な存在であった。その状況に変化が生じた契機は、明治22年改正監獄則が、「凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ厳隔スヘシ」（第15条）、「囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男ト女トヲ分チ」（第16条前段）と規定し、監獄および移送時における男女分離の徹底化を目指したことである。つまり、明治22年改正監獄則により女監獄をそれ以外と厳格に分けることが求められた結果、女監取締の責任がそれまでと比べて重くなった。また、女監に対する看守としての職務に加えて一部押丁としての職務も行うことになり、一人当たりの職務負担は重くなった。そのような状況を踏まえて、明治20年代以降は、典獄会議や『監獄雑誌』誌上などで、女監取締が女監獄における看守としての職務を尽くことができるように女監取締を増員すべきである、職務に必要な道具や知識技能の教習を与えるべきである、待遇を改善すべきであるとする提案が行われるようになった。同時に、採用過程も待遇もかなり異なるにもかかわらず、女監取締に対して看守としての職務およびそれに伴う責任が求められるようになり、それが彼女たちの勤務態度や服装に対する批判として誌上に登場した<sup>(11)</sup>。しかし、女監取締に向けられた批判の中には、実際には女監取締ではなく授業手に関するものも含まれているのではないかとして、女監取締として反論を試みたものが芳好女子の寄書の後半部分であったと考えられる。

つまり、芳好女子の寄書は、市ヶ谷監獄署の実態を内部から具体的に描いている点、『監獄雑誌』掲載記事に対する異議申し立てを部分的に含んでいた点が、梢翠女史および北雪

女史とは異なるものであるとともに、その女性名義の寄書における相違点ないしはそれ以外の叙述のどこかに、『監獄雑誌』におそらくは記者という立場で「寄書」を発表していた芳香女史の反発を招く点があったことが考えられる。そこで、次章では、女性名義のものとしては『監獄雑誌』に最多の寄書が掲載されている芳香女史の寄書を取り上げる。

#### 4. 芳香女史の寄書

在横浜の芳香女史による寄書は6点掲載されており、そのタイトルは、「司獄官吏の多弁論を読みて」、「携帯乳児に就て」、「作業専任女監取締の設置を望む」、「女囚の作業に就て」、「女監取締の待遇に就て」、「芳好女子に忠告す」である。概ね女囚ないしは女監取締に関するものである。以下ではそれぞれの寄書内容を確認する。

##### (1) 「司獄官吏の多弁論を読みて」<sup>(12)</sup>

芳香女史の文章も、「妾等司獄の庁に職を奉してより茲に数星霜日夜孜孜汲々乎として検束戒護の任に当るも如何せん妾等の浅学寡聞なる未だ行刑法の何物たるを解せず只だ上官の指揮命令を遵奉し苟くも其主旨に違はざらん事を勉むると雖ども妾等の不敏は以て上官の指揮命令を到達せしめず其手続き事恰も汽車速進の時代に興に乗ると一般たるなきやを恐る然り然れども妾等女性の身を以て進で自由刑執行の職務にあるもの法律規則と上官の指揮命令する処に従ひ完全に刑罰を執行するの覚悟なくして可ならんや」と、「浅学寡聞」といった謙遜をしつつも、「司獄の庁に職を奉して」とある様に、監獄実務に携わる者、

おそらくは女監取締としての職務への覚悟を述べている。そのような職務への責任感から、「司獄官吏の多弁論」における「所謂女性は常に饒舌に富む」といった女監取締の多弁を指摘する叙述に対して、「妾等の脳漿を刺激せしや妾等如何に不敏なりと雖ども職責の重んずべきを知る徒に饒舌多弁を弄して以て刑罰執行の全きを傷つけんや妾等其論者に向つて聊か憾みなき不能なり」と、職務に忠実であろうとする自身を含む女監取締にとって不本意な文章であることを述べつつも、指摘された検束戒護の手続きについて思い当たることはあることから、「監内に於ける百般の事項に就き着々改良の指針に基き我監獄の爲め奮つて女監取締の本分を盡くさん事を欲す」、つまりは、女監取締の一層の努力を願う文章で応えようとしている。つまり、批判に対して当事者として正面から反論するのではなく、批判を踏まえた一層の精進を行うことを述べている。

##### (2) 「携帯乳児に就て」<sup>(13)</sup>

明治32年改正監獄則で携帯乳児の収容は満1歳までに短縮されたが、そもそも携帯乳児を監獄内で育てることが不適切であることや、改正以前の3歳迄という年齢制限に対する批判は『監獄雑誌』誌上に何度も登場する。それに関連して、芳香女史も携帯乳児に関する文章を寄せているが、監獄の規律維持の観点から携帯乳児の存在が適切ではないことを指摘している点が特徴である。具体的には、「我日本の現行法規に依れば満三歳に到るの間監獄に携帯乳養を許可せらる其慈愛海よりも深し女囚たるもの苟くも至仁至愛の趣旨を忘却し不幸一度乳児を携帯し入監するも再び

罪を犯し入監獄するが如き事勿るべき筈」として、携帯乳児が恩恵的措置であるにもかかわらず、実務においては、「恰も携帯乳児をして刑執行の苦痛を緩うするの機関とするなきやを疑ふ加之携帯乳児の制たるや動もすれば刑執行の基礎たる監獄の規律に抵触」という弊害を生じさせていることを指摘する。そして、「女監の規律秩然たらん事を欲し叱咤激励するも一人の乳児の為め女監全体の規律を紊すが如き」状況を招いていることから、携帯乳児の制度を廃止するとまでは主張しないものの、原胤昭による出獄人保護事業の開始(1897年「東京出獄人保護所」開設)といった状況を踏まえ、「入監女子」が乳児を託すことができる「出獄人保護会社様のものを組織」することで、乳児携帯を無くすべきだと考えている。そうすれば、女囚の乳児養育上の問題も解決し、また、「監獄に於て刑執行上の一大障害物を除去し女監の規律秩然として撃実(げつじつ)に刑を執行するの便あるを覚ふ」、つまりは監獄の規律を維持した刑の執行が可能になると主張しており、この短文を見る限りでは、芳香女史が監獄の規律維持および監獄実務に熱心に取り組んでいる人物であることがうかがえる。

### (3) 「作業専任女監取締の設置を望む」<sup>(14)</sup>

監獄は収容者も処遇側も圧倒的に男性が占めており、たとえば1889年段階の監獄184か所における処遇側の内訳は、典獄30人、副典獄33人、看守長195人(兼50人)、看守副長152人(兼41人)、書記277人(兼133人)、看守4740人、教誨師145人、医師259人、女監取締194人、押丁4986人(兼3人)、授業手357人である<sup>(15)</sup>。男性の場合、囚人の処遇

は看守およびその助手ともいべき押丁によって行われるが、女性の場合は、その両者の役割を女監取締が担っており、収容者である女囚自体が男性と比べると少ないとは言え、それでも負担は軽いとはいえない。また、刑務作業を指導する授業手357人の内、何名が女性かは明らかではないが、おそらくは女監取締と同程度あるいは監獄毎に1人程度だと推測される。

芳香女史はこの寄書において、男性に関しては監獄業務の整理が行われ、「男囚の工場に必ず作業専任看守を配置し専ら作業の督励帳簿の記録事務等に執掌せしめ只管監獄作業の発達を計画せられ同時に一面に於ては作業に関する事務の整理に留意せられつつあり」、つまりは刑務作業対応を行う「作業専任看守」を新たに配置し始めていることに対して、女監においては未だ検束戒護および作業事務の全てが女監取締の職務とされたままであることに由来して、「時に偶々検束戒護の周到を欠き上官の叱責を蒙るが如き失体あるを免れずとは曾て妾等の聞き侍べる処」といった、検束戒護上のミスを招いていることを述べ、「監獄改良てう趨勢は永く女監をして旧習の黙守を許さず他監と等しく改良すべきは改良し一日も速に刑罰の力に依り女囚をして改良感化の実効を挙ぐる事に勉めざるべからず」、つまり、監獄改良は女監においても行われるべきであることから、検束戒護事務に集中するため、女監においても「作業専任女監取締設置」の実現を希望している。

芳香女史がこの文章を寄せた時点では芳香女史が勤務する監獄において授業手は未だ配置されていなかったようである。なお、改正監獄則においては作業専任女監取締は実現し

ないが、しかし授業手として刑務作業を担当する者が配置されるようになる。上記叙述から判断する限りにおいて芳香女史にとっては、検束戒護事務に集中できるという意味において授業手の配置は歓迎すべきものであったことが推測でき、授業手の業務態度を批判して配置は不要だと主張する芳好女子と対立するポイントはまずはここにあったと考えられる。

#### (4) 「女囚の作業に就て」<sup>(16)</sup>

女囚の監獄作業、すなわち刑務作業についても取り上げている。例の如く「監獄作業の主義如何は妾等の能く弁知する処にあらずと雖ども」と前置きをしながらも、「監獄作業の目的をして労働の良習慣を養成し後日自活の責たらしめんとするにあらば女囚も又監獄に於ける作業の種類を選択し出獄後はれを以て自営の道を立てしむるの政策に出でざるべからず」、つまりは労働の習慣を身に着け、かつ監獄を出た後の自活の途を得ることが刑務作業の目的であると述べており、刑務作業について十分理解していることがうかがわれる。自身の仕事で自活する女性が少ない時代状況において、また、「女囚の如きは大抵父母兄弟若くは夫に因り生活を営むものなるを以て監獄に於ける作業の種類を選択するの要なし」といった、女性の仕事などに関する一般的な見解に対しては、実際にはその多くが「鰥寡孤独」であって、頼るべき家族親族が不在であり、それゆえに犯罪に追い込まれていることを指摘している。また、小河滋次郎が『監獄学』で述べた「容易に習熟し且つ最も収利多きものを撰ぶの必要ありとす」ことにも言及していることから、監獄行政に

関する知識をある程度身につけていることがうかがわれる。

女史によれば、女囚の作業については、職人的技量が必要な「高尚の工芸」は望めないにせよ、機械を用いた作業が適切であると認識しているが、いずれの監獄においても、「女監の規模狭隘に失し全囚をして機業に就かしむるが如きは至難の業に属するを以て不得止機業に換ふるに適法の作業を選択せざるべからず」、つまりは女監の規模が狭隘であるという事情から、機械を用いた作業を導入できず、それ以外の適切な作業として、「横浜の如きは則ちハンカチーフ裁縫業を良しとし亦製糸地方長野山梨等の監獄にては紡績の業」といった、それぞれの監獄で工夫がなされていることを紹介しつつ、他方において「収利少なき雑巾刺業」は女囚の作業としては不適当であるため、女囚の中でも老幼の婦女向けの作業として、「普通の女囚に科せざるの指針に出でられん事を監獄当局の主たるもの妾等の微衷を採用し賜はるや如何に」と、一般の女囚に適した作業を選ぶ際の指針を定めることを監獄当局に求めている。この寄書は、女監の状況を踏まえ、より適切な刑務作業指針を求めるものであり、監獄関係者にとって受け入れやすい主張であったと考えられる。

#### (5) 「女監取締の待遇に就て」<sup>(17)</sup>

イギリスにおける女性選挙権付与の状況を述べ、日本においてはそこに到達するまでに未だ時間がかかるであろうことを嘆いてみた後で、女監取締の地位が低いことによる問題を指摘したうえで、看守同様の職務を帯びる者として、看守と同様の判任官待遇を求めたものである。

女監取締の地位は「傭」であるが、その業務は判任官待遇である看守と同様である。この点について、芳香女史は、「巡查看守の職務を帯ぶるもの判任官の待遇と為し其品位を高潔ならしむるの必要あるにも拘らず其職務たる看守と等しく一国の行政事務に属する刑執行の任に該る女監取締をして判任官の待遇に出ざるハ抑も何故ぞ」と、職務は看守と同様であるにもかかわらず女監取締が判任官待遇ではない理由は何か問いかけ、また、そもそも「刑執行官吏」が日傭人と同一の待遇では刑執行の目的を達成することは困難であり、同等の職権を有する看守が判任官待遇であるにもかかわらず女監取締を日傭人と同一視するといった区別を用いる必要があるのか、なぜ女監取締の服制や俸給上の優遇、そして、採用における年齢制限がないことについて疑問を提示している。これらは全て既に『監獄雑誌』上でも問題視された事柄であり、芳香女史が『監獄雑誌』の掲載内容を熟読していることがうかがわれる。そのうえで芳香女史は、監獄改良がさらに進めば女監取締を日傭人と同一視することは許されなくなり、その職業上の地位、服制、俸給面での改善が行われるようになるとして、全国の女監取締を励ましている。このように芳香女史の寄書は、女監取締がより一層真摯に職務に取り組むための地位向上を願い、さらに、寄書を通じて全国の女監取締を励ますものであった。

#### (6) 「芳好女子に忠告す」<sup>(18)</sup>

これまでの寄書を見る限り、女監取締の地位の向上や、女囚の更生を助ける様な刑務作業の必要性、そして監獄の規律の維持など、監獄改良の文脈にそった主張を行ってきてお

り、芳好女子による授業手の業務態度などの批判も監獄改良に関するものである以上、その寄書を批判する必要はないにもかかわらず、ここでは「忠告」という形での批判を行っている。

芳香女史は、「学会記者の博愛と雅量に依り貴重なる誌上の割愛を辱し治獄に関する卑見を物し大方の叱正を請ひたる一再に止まらざりしが爾後聊か感ずる処あり断然筆を投じて亦嗚呼の振舞に出でざる此に一星霜其間岳洋先生著書監獄學其他斯道先輩の著書に依り熱心研磨得る処不尠りしは女子が先輩に向つて深く陳謝する処なり」、つまり、これまでの投稿が関係者の厚意によるものであることや小河滋次郎その他の著書を学び続けていることを述べた後、芳好女子の投稿について、「芳好女子なる奇女顕れ市ヶ谷監獄署女監獄署内に於ける現在の弊害を適示し斯道の世論に訴へられしは女性に逃げなき大胆突飛の振舞なりと謂はざるべからず是れ芳香女史が一星霜間謹みに慎みたる操を破秃筆を再びし女子に忠告するの不止止るものあらんとす」として、その投稿が大胆かつ奇異なものであって、芳好女子に忠告するために再び筆を執ったと述べる。確かに、「女監取締の待遇に就て」の後、一年以上寄書を行っていなかった芳香女史をして、今回の寄書が止むを得ない理由があったことはいかがえるが、それでもなお、おそらくは女監取締として同じ職務に従事しているにもかかわらず、自分とは異なることを強調したのはどのような理由によるものであろうか。

芳香女史は、芳好女子の寄書について、「針小棒大の記事にはあらざるか内争離間の抽象的に出でたる記事にはあらざるか」として、

事の矮小化を狙うかのような表現を行っている。そして、地方と異なり都市部の監獄は比較的改良が進んでいるという意味で模範的監獄である市ヶ谷監獄署において、芳好女子が指摘した様な事実について疑義を表明する一方で、一般に監獄改良においては女監の状況が芳しくないことが明白であったためか、「多少の因習悪弊の存するあるは蓋し免かるべからざる事」として、その事実を完全に否定することもしていない。ただし、「只だ女監の改良上芳香女史が困難とする処のもの女性は常に〇〇心深く〇〇心なきは百疵を蔽ふの譬へに漏れざれば常に内争離間中傷等の行はれ易き事則ち是れなり是れ当局者の大に注意を要すき事なりとす」、つまり、「〇〇心」は「嫉妬心」と考えられるが、芳好女子の寄書は女監取締と授業手の間の個人的なトラブルであるかの様な印象操作を行っていることは否定できない。そして、「女監改良の事唯だ女監に奉仕する女監取締授業手等の一致和合当局者の指揮命令の下に限定し撃突に勤務するの一あるのみ女性の突飛女性の軽拳は尤も未開の監獄に行はるべき事にして何ぞ大都会の爾かも模範的監獄に此怪物あらん哉」、すなわち、女監取締と授業手が協力して監獄業務に従事すべきであり、特に市ヶ谷監獄署のような模範的監獄において、芳好女子の発言は不適切であるとして、「女性の突飛女性の軽拳」「怪物」という表現を用いて非難している。

「女囚を改良感化し良民社会に帰化せしむるもの淑徳の女監取締を俟つて始めて其目的を達する事を得べし女性の突飛軽拳は先づ第一着手に改良せざるべからず」、つまりは、女囚を改良感化するうえで女監取締は淑徳で

あるべきだと考える芳香女子にとって、「市ヶ谷監獄署 芳好女子」名義で行われた寄書が許容できないものであったことは推測できるが、それでもなお、芳香女子の言葉が攻撃的であり、芳好女子の寄書内容を徹底的に否定した理由を理解することが難しい。

## 5. 考察

明治22(1889)年から明治32(1899)年にかけての『監獄雑誌』(全114号)に掲載された寄書より、女性名義で行われたものを取り上げて、監獄改良や監獄業務に関する問題提起がどのようなものであったかを検討した。

取り上げた4名の中で、文章から監獄業務に従事していたことが考えられるのは芳香女史および芳好女子の2名であり、梢翠女史および北雪女史は監獄問題などに関心を持つ社会事業関係者、つまりは監獄関係者外の可能性がある。したがって、女性が男性名義で寄書行っていた可能性は考えられなくはないが、監獄則施行期における女監取締の意見表明は前者の芳香女史および芳好女子の2名によるものが代表的なものであったと言える。

既に述べた通り、近代日本の監獄制度が整備される中、女囚の処遇上必要であったことから監獄業務から女性を排除することは困難であった。たとえば、明治22(1889)年監獄則では、「第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ」、同年監獄則施行規則では、「第十條 男子ノ検身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長望監シ女監取締之ヲ行フヘシ」「第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受持場ヲ定メ昼夜絶ヘス

之ヲ巡警セシムヘシ」などと規定しており、女囚および女監に関する業務を行う者として女監取締を置くことになっている。但し、女囚が全囚人に占める割合は1割程度であり、それにもなって監獄に配置される女監取締も少数であった。

女監取締および押丁の人員および俸給に関する明治27（1894）年内務省訓令第1号によれば、「女監取締ハ毎監獄拘禁婦女二十五人以下ハ二人ヲ置キ以上ハ拘禁婦女二十五人ヲ増ス毎ニ女監取締一人ヲ加フ」とあり、地方監獄の規模次第では女監取締が一人だけになることもあり得た。つまり、監獄の規律が現在ほどには厳しくはない時代であったにせよ、少数で女囚および女監の業務を担うことは容易ではなかったことが推測できる。元士族がある程度の人員を占めていたとされる看守とは異なり、女監取締がどのような出身階層に所属し、また、何を契機として採用されたかについては資料などの制約はあるにせよ今後の研究課題の一つであるが、可能性としては看守などの監獄業務従事者の家族等であることが考えられる。そして、定員を埋めることが優先されて、監獄業務を行う上での専門的知識の有無や適性を吟味する余裕がなかった場合、女監取締の職業訓練はどこでどのように行うことが可能であったのだろうか。仮に日々の業務を通じた職業訓練が行われたとしても、圧倒的に数が少ない女監取締同士で学び合うことは難しかったであろうことは推測でき、さらに看守とは対等な地位・待遇ではなかったことに由来して、看守長や看守から指示命令を受けることはあったにせよ、業務上の問題について彼らと気軽に意見交換できる場は無かったに等しいことが考え

られる。

そして、そのような孤立しがちな状況において、『監獄雑誌』を購読することは、女監取締にとっては業務に関する知識を得たり、問題を解決するひとつの機会であったのではないだろうか。また、『監獄雑誌』掲載寄書を通じた現状把握ならびに情報共有が有益であると考えて小河は女性名義あるいは女性による寄書を歓迎する態度を表明したが、敢えてその表明を行った背景には、女性名義の寄書に対する抵抗や反発が存在していたことも考えられる。本稿で確認した寄書における行き過ぎた謙遜のような表現は男性には見られない。このような表現が用いられたのは、時代状況的に女性が物申す場合の作法であったかもしれないが、本来的には専門的知識を有する男性が行う寄書への余所者としての投稿であり、良くも悪くも注目されるとともに、業務を通じた問題提起であっても、それが女性名義で行なわれていた場合は、矮小化されたり取るに足らないものとして無視される可能性はあったと考えられる。つまり、『監獄雑誌』の読者としての参加はともかくとして、女性が寄書を行うことは慎しむべきだと考えられていたのではないだろうか。その文脈において、芳香女史の目には芳好女子による市ヶ谷監獄における問題の指摘は軽率なものに写り、女性の寄書全体に対する反発を招きかねないという懸念が、芳香女史による芳好女子の寄書の否定につながったのではないかと考えられる。

なお、本稿では、寄書を否定したことを批判された芳香女史の経歴およびその後どのような意見表明を行えたかについては把握できていない。そして、監獄業務に従事する女

性はその後も一定程度存在し現在に至るが、監獄法制定後、彼女達による監獄業務を通じた問題提起がどのように行われたのかについては今後の研究課題としたい。

## 注

- (1) 「明治期の監獄行政の中の女性 —『監獄雑誌』における女監取締—」（『阪大法学』第71巻第3＝4号，2021年）。
- (2) 第一号から第三巻第七号まで『警察監獄学会雑誌』，第三巻第八号から第三巻第一〇号まで『警察監獄学雑誌』，第三巻第一一号から第四巻第四号まで『監獄学雑誌』，第四巻第五号から第一〇巻第六号まで『監獄雑誌』。（矯正図書館デジタル公開資料「監獄雑誌」。<https://www.jca-library.jp/kangokukyukaizassi/list4.html>）。
- (3) 監獄官僚としての小河滋次郎については，小野修三『監獄行政官僚と明治日本 小河滋次郎研究』（慶応義塾大学出版会，2012年）第三章にまとめられている。
- (4) 「獄事談叢」○監獄学会雑誌に就て 小河岳洋君茶話 中村襄筆記（『警察監獄学会雑誌』第9巻第8号，1898年 pp. 20-28）。
- (5) 京都 梢翠女史「特別寄書 監獄改良」『警察監獄学会雑誌』第5巻第9号，1894年，pp 50-55。
- (6) 携帯乳児については倉持史朗『監獄のなかの子どもたち』（六花出版，二〇一六年）に詳しい。
- (7) 「ハオールド」は，イギリスの社会改良家，特に監獄改良運動で著名なジョン・ハワード。1777年に『監獄事情』を発表して，当時の監獄状況および囚人の悲惨な状況を世に訴えた。「エリサベツフライ」は，19世紀前半に活躍したイギリスの監獄改良・慈善事業家エリザベス・フライ。
- (8) 在横浜 北雪女史「減食全般に就て」『警察監獄学会雑誌』第8巻第1号，1897年，pp 27-29。
- (9) 市ヶ谷監獄署 芳好女子「授業手の勤務動作に就て」『警察監獄学会雑誌』第9巻第6号，1898年，p 56・57。
- (10) 小河滋次郎『日本監獄法講義』（出版者 磯村兌貞，1890年）p 444・445
- (11) 前掲注1。
- (12) 芳香女史「司獄官吏の多弁論を読みて」『警察監獄学会雑誌』第7巻第11号，1896年，p 39・40。
- (13) 芳香女史「携帯乳児に就て」『警察監獄学会雑誌』第7巻第12号，1896年，p 35。
- (14) 芳香女史「作業専任女監取締の設置を望む」『警察監獄学会雑誌』第8巻第1号，1897年，p 43。
- (15) 『監獄雑誌』第1巻第1号，1889年，p 54。
- (16) 芳香女史「女囚の作業に就て」『警察監獄学会雑誌』第8巻第2号，1897年，p 31。
- (17) 芳香女史「女監取締の待遇に就て」『警察監獄学会雑誌』第8巻第4号，1897年，p 53・54。
- (18) 芳香女史「芳好女子に忠告す」『警察監獄学会雑誌』第9巻第7号，1898年，p 44・45。